

令和4年11月10日
障害福祉部
障害施策推進課

世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例の制定について

1 主旨

障害者の地域生活の支援や意思疎通手段等の保障を行い、障害に対する理解の促進や障害を理由とする差別の解消を進め、地域共生社会を実現するために必要な施策展開の基礎となる条例の制定に向け、障害当事者や家族、障害者団体、区議会、専門家会議等から意見をいただき、また、シンポジウム等の実施、パブリックコメント募集を行い、条例内容について検討を重ねてきた。

この度、区では、心身の機能に障害のある区民のみならず、様々な状況及び状態にある区民が、多様性を尊重し、価値観を相互に認め合い、安心して暮らし続けることができるインクルーシブな地域共生社会を実現するために「世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例」を制定した。

2 制定までの経緯

- | | | |
|------|-------|---|
| 令和3年 | 7月 | 障害者施策推進協議会、地域保健福祉審議会、自立支援協議会に条例のあり方検討について報告 |
| | 9月 | 保健福祉常任委員会に条例制定に向けた考え方について報告 |
| | 11月 | 専門家会議、障害者施策推進協議会に条例（たたき台）を報告 |
| | 12月 | 専門家会議に条例の検討状況を報告 |
| 令和4年 | 1月 | 自立支援協議会に条例の検討状況を報告
ワークショップ開催（動画配信） |
| | 2月 | 福祉保健常任委員会に条例の検討状況を報告 |
| | 3月 | 専門家会議に条例（素案）を報告 |
| | 5月 | 福祉保健常任委員会に条例（素案）を報告
シンポジウム開催
区民意見募集（パブリックコメント）（5月31日～6月21日） |
| | 6月 | 専門家会議に条例（案）を報告 |
| | 7月 | 障害者施策推進協議会、地域保健福祉審議会に条例（案）を報告 |
| | 9月 5日 | 福祉保健常任委員会に条例（案）を報告 |
| | 9月20日 | 第3回区議会定例会に条例（案）を提案 |
| | 9月30日 | 条例議決（可決） |

3 条例全文

資料4-1 世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例

4 条例制定に伴い令和5年度以降に実施を検討している主な取組みについて

(1) 次期せたがやノーマライゼーションプランの策定

新たな条例を基礎として、次期ノーマライゼーションプランを策定する。

(2) 条例に関する解説パンフレットの作成

専門家会議でいただいたご意見を踏まえ、当事者の思いや検討の経過、条例の基本的な考え方や関連するキーワードなどについて、小学4年生程度の子どもにも理解しやすい内容のパンフレットの作成を検討する。

(3) 条例の周知、啓発及び意見交換を目的とするシンポジウムの開催

条例の趣旨を広く区民等に対し周知するとともに、今後の施策展開について意見交換を行う場とするためのシンポジウムの実施を検討する。

(4) (仮称) 地域共生社会入門講座の実施

区職員、事業者に対し、合理的配慮やインクルーシブ、障害者権利条約、区条例、意思決定支援などについて知ってもらう研修や、区民に対し地域共生社会に向けて、障害に関する社会的理解を進めるための研修の実施を検討する。

(5) 共生社会促進助成事業

区民の生活の場であり、多様な区民の接点の場でもある商店街を中心に、障害者が外出しやすい環境を整えることにより、障害に対する理解を促進するとともに、商店や事業所での障害者を受け入れる環境の向上を図るための物品助成事業の実施を検討する。

(6) 「(仮称) 世田谷区手話言語条例」制定に向けた検討の開始

障害者基本法、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律、東京都手話言語条例などを踏まえ、区民に言語としての手話の認知・理解を深めてもらい、区における手話言語の考え方や必要な事項等を定めるため、条例の制定に向けた検討を開始する。

5 今後のスケジュール

令和5年1月 条例施行